

関係者各位

埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局長

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する  
支給申請書の提出先の変更について（通知）

日頃より埼玉県後期高齢者医療制度の運営について、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、皆様ご承知のとおり、受領委任制度への移行により、令和3年4月1日から「はり・  
きゅう・あんま・マッサージの療養費支給申請書（申請書）」の受付を埼玉県国民健康保険団体  
連合会（以下、国保連合会）が行うこととなります。

そのため、令和3年4月1日以降に提出する申請書につきましては、現行の被保険者証発行  
元市町村ではなく、国保連合会へ提出いただくようお願い申し上げます。

詳細につきましては、下記「提出に関する留意事項」のとおりですので、ご参照いただき、  
速やかな制度移行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術に係るものですが、事務の都合  
上、柔道整復施術を行っている施術所又は施術師の方にも送付していただきますことご了承ください。

#### 【提出に関する留意事項】

##### 1 申請書等の提出先について

令和3年3月31日までに提出する場合→被保険者証発行元市町村

令和3年4月1日以降に提出する場合→国保連合会

※ 市町村は毎月20日締め（令和3年3月20日は休日の為19日締め）としていま  
すので、締め日以降に市町村が受付した申請書については翌月受付分の取り扱いとな  
ります。

※ 国保連合会は毎月10日締めとなります。

##### 2 申請書への登録記号番号の記載について

令和3年4月1日以降に国保連合会へ提出する申請書には、登録記号番号の記載が必要と  
なります。

ただし、登録記号番号の登録届を厚生局へ提出済で、申請書の提出時まで登録記号番号  
の付番がされていない場合には、申請書の摘要欄に「厚生局への届出年月日及び登録依頼  
中」である旨を、施術証明欄に「登録記号番号の代わりに免許番号」を記載の上、現行のと  
おり被保険者証発行元市町村へ提出してください。

なお、登録記号番号の登録をされずに申請書を提出する場合には、被保険者が費用額を  
全額負担し、9割ないし7割を保険者に請求する「償還払い」のみとなり、各市町村での  
受付となります。（受領委任の届け出のない代理受領は令和3年4月1日以降受付しませ  
ん。）

なお、提出先を誤った申請書につきましては、提出元（各施術所・請求会社等）へ連絡の  
うえ返戻します。本来、国保連合会へ提出すべき申請書が誤って広域連合または市町村に提  
出された場合は、提出元の費用負担による返戻方法（来庁による回収または料金着払いで送  
付）となりますのでご注意ください。

申請書の提出方法や登録記号番号の登録方法についてご不明の点等がありましたら、5。

お問い合わせ先へお問い合わせください。

### 3 申請書の返戻・再提出について

記載不備や添付書類漏れ等で返戻された申請書（令和3年4月1日以前に返戻された申請書を含む。）を令和3年4月1日以降に再提出する場合には、初回の提出先が被保険者証発行元市町村であっても国保連合会に提出してください。

ただし、登録記号番号の記載がない申請書については、広域連合に提出してください。

### 4 支給予定について

受領委任制度移行時期の支給予定（振込予定）は次のとおりです。

令和3年3月19日までに各市町村に申請書を提出した場合→令和3年5月末頃

※毎月20日締めで2ヶ月後の月末頃に振込予定

令和3年4月1日～10日までに国保連合会に申請書を提出した場合→令和3年5月末頃

※毎月10日締めで翌月末頃に振込予定

### 5 お問い合わせ先

令和3年4月1日以降の申請書提出方法等について

※提出方法の詳細については、令和2年12月頃に埼玉県国保連合会ホームページに掲載予定です。

埼玉県国保連合会 審査二課療養費係 TEL：048-824-2902

（国保連合会ホームページ：<http://www.saikokuhoren.or.jp/>）

受領委任制度への登録（登録記号番号手続き）等について

関東信越厚生局

※施術所の所在地（出張専門の場合は自宅）が埼玉県の場合は、指導監査課

TEL：048-851-3060

※他都道府県に施術所の所在地がある場合については、各地方厚生局へお問い合わせください

### 【参考】受領委任の取扱いについて

厚生労働省ホームページ

- ・はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて（平成30年6月12日付保発0612第2号保険局長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/01.html>

- ・はり・きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（平成30年12月27日事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/03.html>

埼玉県後期高齢者医療広域連合  
給付課給付担当 村田・黒坂・石川

電話 048-833-3130